

全建労発 91号
令和4年3月31日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険加入対策等の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の一人親方化が進んでいる実態を受け、国土交通省では令和2年度に「建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめ」を公表いたしました。また、令和6年4月1日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用されることから、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となります。

こうした状況を受けて、国土交通省では「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂するとともに、同ガイドラインの取扱いについての周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様にご周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)